

宇陀市いじめ防止基本方針

令和 8 年 7 月改定

宇陀市教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめ対策についての基本的な事項

- 1 いじめとは
- 2 いじめの防止・早期発見・認知
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめの認知
- 3 いじめへの対応について
- 4 いじめの解消について
- 5 地域や家庭との連携
- 6 関係機関等との連携等

第2 いじめの防止等のために市が実施する取組

- 1 いじめの防止等のための組織の設置
 - (1) いじめ防止推進協議会
 - (2) 教育委員会の附属機関
- 2 教育面で実施すべき主な施策

第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の機能強化
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対応・再発防止
 - (4) インターネットと通じて行われるいじめへの対応
 - (5) 地域や家庭との連携
 - (6) 関係協力機関との連携

第4 いじめの防止等のために家庭が実施する取組

- 1 家庭における教育
- 2 学校等によるいじめの防止対策等のための措置への協力
- 3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携
- 4 いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

第5 地域や関係機関等における取組

- 1 地域における取組
- 2 関係機関等における取組

第6 重大事態への対処

- 1 基本的な取組
- 2 重大事態に対する平時からの備え
- 3 重大事態を把握する端緒
- 4 学校又は教育委員会による調査
 - (1) 重大事態の発生と調査
 - (2) 調査結果の報告及び提供
 - (3) 調査結果を踏まえた対応
- 5 調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等
- 6 調査結果の公表

第7 いじめ防止基本方針の見直し等について

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、その心身の健全な成長や人格形成に深刻な影響を与え、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害です。

宇陀市は市民憲章の中で「共に支え合い、互いの尊厳を大切にする、あたたかいまちを創ります」とうたっています。学校においても、人権教育を学校教育の大きな柱と位置付け、児童生徒の人権を守るためいじめ防止や早期発見等の取組を進めてきたところです。

しかし、近年全国では、いじめにより自死してしまう等の痛ましい事件が起こっています。「自分はかけがえのない存在である」と感じることは、あるいは他の人の大切さを認めること、また、多様な見方や考え方を受け入れることは、生きていく上で何よりも重要です。自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちをもつことは、自分や相手を大切にしようとする姿勢につながり、いじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を付けさせることは、教育において最重要であると考えます。

本市では、いじめは、いつでもどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、次の5点を基本的な考え方とし「宇陀市いじめ防止基本方針」をまとめました。

- ① 就学前より学齢期・青年期に至るまで、他者の尊厳の尊重及びその尊厳を保障するための手段と方法を学ぶことを基盤に、「いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない」子どもを育成すること。
 - ② 家庭や学校とともに地域や子どもに係わる機関等が連携・協働し、子どもの「生き抜く力」を育むこと。
 - ③ いじめを生まない環境作りを推進することにより、いじめの未然防止に取り組むこと。
 - ④ いじめの早期発見に努めるとともに、いじめの疑いがある場合は、家庭・学校・地域や子どもに係わる機関等が積極的に連携協力し、早期対応を図ること。
 - ⑤ 家庭、学校、地域において、大人がその責任と役割を明確に自覚し、決していじめを許さず、子どもをいじめから守り抜く姿勢を貫くこと、
- を基本的な考え方とし、平成30年8月に「宇陀市いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

この策定から8年が経過し、その間に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（令和6年8月改訂）がなされ、いじめ事象の防止や早期発見、早期対応について、より進んだ考え方が示されました。

また、令和4年12月には生徒指導提要在改訂され、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換が求められました。いじめ問題においても、法の定義に則り積極的にいじめの

認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められるようになりました。

今後、市では、これらの変化に対応し、令和８年度において基本方針を改定し、いじめ防止のための施策を総合的に推進してまいります。

令和８年７月

宇陀市教育委員会

第1 いじめ対策についての基本的な事項

1 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）より
（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義

- ① 行為者も客体も児童生徒であること
- ② 行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④ 当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じること

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するという特徴が見られます。

教職員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

また、いじめられている児童生徒が相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いて欲しいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

いじめをした児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめをする背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導にあたっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、連携して対応することとします。

2 いじめの防止・早期発見・認知

(1)いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめの防止等のためには、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、全ての児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように努めなければなりません。そのため、いのちの尊さや他者との関わり、人間としての生き方を学ぶ「いのちの教育」を推進する必要があります。

全ての児童生徒を、いじめを行う側にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない・許さない社会をつくるために、児童生徒の理解に重点を置き、学校と家庭や地域、関係機関等と連携した指導体制を構築し、地域の教育力を高めることが重要です。

また、いじめの問題の本質にある人権意識の課題やその重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進します。

(2)いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、教職員や保護者、地域住民等、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多く、また、いじめをする側といじめを受ける側が入れ替わるという認識をもつことも重要です。したがって些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努めなければなりません。

また、教員及び教育行政に携わる者は、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断することが必要です。

さらに、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断することが大切です。

また、いじめを受けた児童生徒が、相談しにくい状況であること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察することに努めなければなりません。

○ 主な取組の例

- ・ いじめの防止等に係る教職員の資質能力向上に必要な研修を実施
- ・ 事例検討等の取組の推進
- ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・ 児童生徒がいじめを訴えやすい教育相談体制の整備
- ・ 学校内外の教育相談窓口の周知

(3) いじめの認知

- 「いじめ認知に関する考え方」（奈良県いじめ防止基本方針）より
- (1) いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものです。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷つける、自分勝手な行動をとって、周囲の反感を買うなど、成長の過程で様々な失敗を経験し、その中にはいじめに該当するものもしばしば含まれます。

- (2) いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺などの重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。
- (3) 児童生徒間のトラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがある可能性をふまえ、いじめの定義に従い適切に判断する必要があります。
- (4) 学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要です。いじめを初期段階のものも含めて積極的に把握することが、その解消に向けた取組に努めているといえます。

3 いじめへの対応について

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめに対する対応として以下のように規定されています。

(いじめに対する措置)

- 第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第3項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全に留意し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を速やかに行わなければなりません。このため平素から、組織的な対応を可能とする体制整備をとっておくことが必要です。

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為について厳正に指導するとともに、いじめを行う背景等を究明し、今後の成長につながるような教育プログラムを充実させることが必要です。

指導に当たっては、関係する児童生徒に対して、慎重かつ丁寧に対応し、児童生徒及び保護者との信頼関係を損なわないよう十分配慮しなければなりません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつ、速やかに警察に相談・通報の上、連携して対応することが重要です。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

また、特別な支援を必要とする児童生徒は、いじめを受ける対象になりやすく、また、いじめを行う側になることもあるため、保護者との連携を密にし、適切な配慮を行うことが重要です。

4 いじめの解消について

(いじめ解消の定義) 「いじめの防止等のための基本的な方針」

(平成25年10月文部科学大臣決定(平成29年3月最終改定)) より

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面

談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

これらの考え方を踏まえ、特に、以下の点にも留意しながら対応します。

いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害）傾向を示したりすることが考えられます。そこで、引き続き、いじめを受けた児童生徒を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行っていくこととします。

5 地域や家庭との連携

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対して、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

児童生徒の健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が日頃から連携し、社会全体で子どもたちを守り育てていくことが重要です。

保護者は子どもの教育について第一義的責任を有します。家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が重要です。PTAや地域の関係団体が、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解し、家庭や学校と連携し、協働で取り組むことが不可欠です。

本市においては、現在、地域全体で子育てを行うことを教育活動の基盤の一つとしています。子どもが出すSOSを地域の大人が受け止めることで、いじめや虐待の防止

につながる例も少なからずあります。いじめの防止等に向けて、学校が地域や家庭と一体となり、地域社会全体で児童生徒を見守り育てる体制づくりを進めることが重要です。

○ 主な取組の例

- ・ 地域の人々による学校運営への参画・協働を推進
- ・ 子どものボランティア活動や地域行事への積極的な参画を推進

6 関係機関等との連携等

（関係機関等との連携等）

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導が十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要です。また、法において、いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、所轄警察署と連携して対処していくことも必要になります。そのためには平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者との連携や連絡会議の開催等で、情報共有体制を構築しておくこととします。

また、いじめへの適切な対処のために、日頃から学校において「個人別生活カード」等による記録を徹底し活用することが有効です。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門家や外部の相談機関等と連携していくことが必要です。そのために教育委員会は学校から要請があれば速やかに派遣を行う体制を確立し、警察や関係機関等と連携を図るなど日頃から関係を築いておくこととします。

○ 主な取組の例

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門家や外部の相談機関等との連携
- ・ 「個人別生活カード」等による記録の徹底と活用（※資料参照）

記録の目的：子ども一人一人の記録を徹底することで、個々の指導や支援の在り方を見直し、また教職員の情報共有を図る。

記載事項の例：把握した客観的な事実や事象、指導・支援した具体的内容、面談や家庭訪問等での児童生徒や保護者の発言、特別な配慮を行った際の具体的事項、警察や関係機関等との連携の内容等。

第2 いじめの防止等のために市が実施する取組

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) いじめ防止推進協議会（法第14条1項）

本市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、「宇陀市いじめ防止推進協議会」を設置しています。その構成員は、学校、教育委員会事務局、子ども家庭相談センター、法務局、警察その他の関係者等実情に応じて決定します。

(2) 教育委員会の附属機関（法第14条3項）

本市は、教育委員会と「宇陀市いじめ防止推進協議会」との円滑な連携の下、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に附属機関として「宇陀市いじめ問題等対策委員会」を設置しています。本附属機関は、弁護士や心理、福祉の専門家など専門的な知識及び経験を有する者を含み構成します。

本附属機関は、教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行います。また、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び重大事態の発生を防止するために必要な措置に対する提言を行います。そのため、専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の中立性・公平性の確保に努めます。

2 教育面で実施すべき主な取組

(1) 基本方針の周知徹底

(2) 人権教育の充実（就学前教育も含む）

(3) 道徳性と自尊感情を高める取組の充実

(4) いじめと不登校の未然防止・早期発見及び「いのちの教育」等の教育手法を研究・試行することを目的とした事業の展開

例) いじめと不登校問題等における実態調査と結果の活用

いじめや不登校等への迅速な対応を目指したマニュアルの作成

ケース会議の開催（個別のケース会議にSC・SSWを派遣）

(5) 体験活動や児童生徒が自主的に行う活動の支援・推進

(6) いじめに関する相談を受け付ける体制の整備

(7) 教員の資質能力の向上、生徒指導体制・カウンセリングマインドの向上

(8) スクールカウンセラーの配置と連携性の充実と効果的な活用についての研修

(9) ネットいじめ等を含めた警察及び法務局等と連携したいじめ防止の体制整備

(10) 学校と家庭・地域が組織的に連携する体制整備

例) 保護者を対象とした啓発資料の作成

関係機関や地域の関係団体等との協力体制の構築

第3 いじめの防止等のために学校が実施する取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国及び県・市の基本方針等を参酌し、学校としていじめ防止等のための方向性や取組について「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、これまでの取組を振り返り、PDCAサイクルにより、さらに実効性の高い取組を実施するため、必要に応じて基本方針の見直し等を行います。

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の機能強化

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置します。構成員については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能する体制を、学校の実情に応じて決定します。なお、個々のいじめの防止・早期発見・早期対応等において関係の深い教職員を追加します。また、原則として、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教育経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。

なお、児童生徒や保護者、地域に対して、この組織の存在及び活動が認識されるような取組（全校集会の際にいじめの防止の取組の説明をするなど）を積極的に行うことが大切です。

〈具体的な役割〉

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いのある事象に関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集記録、共有を行う役割

- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 重大事態が生じたときには、学校又は教育委員会が調査の主体となります。

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

他者の尊厳の尊重及びその尊厳を保障するための手段と方法を学ぶことを基盤に、「いじめをしない・いじめをさせない・いじめを許さない」子どもを育成します。そのために、児童生徒が、一人一人に応じた成果を発揮できる場を設定し、努力したことを認め合い、互いに尊重し合える集団づくりに取り組むこととします。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの児童生徒から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることから、いじめを許容しない雰囲気を醸成します。

〈取組のポイント〉

- ・ 生徒指導に関する教職員の力量を高める研修や、協力した校内指導体制の確立
- ・ 教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境やSOSを出しやすい雰囲気の構築
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 全ての教育活動を通じた道德教育、人権教育、体験活動等の充実
- ・ いじめ防止等に関わる年間指導計画の作成
- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・ 授業に対する満足度を高め、個々が活躍する場を設けることにより、諸問題の未然防止につなげる取組の推進
 - 授業改善の取組、個に応じた学習支援の推進
 - 主体的な学びだけでなく、表現力やコミュニケーション能力を身につけることを目標としたアクティブラーニングの実践（観衆や傍観者を含む全ての児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等を通して自己解決力を育成する。）
 - いのちの尊さを学ぶための様々な体験や、他者との関わりを深めることを重視した「いのちの教育」の推進
- ・ 規範意識を持ち、授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり
- ・ 家庭や地域等と連携し、教職員が真摯に子どもと向き合うことができる体制の構築
- ・ SNS、ブログ、掲示板、迷惑メール、ロコミサイト、オンラインゲームなどのインターネット環境を含むいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導の推進等
- ・ 学校として特に配慮が必要な次の児童生徒に関する理解の促進と適切な指導及び支援の実施

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等
- 性同一性障害等に係る児童生徒
- 被災した児童生徒又は被災等により避難している児童生徒

等

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくく、気付きにくい形で行われることが多いことから、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、どんな小さいいじめも見逃さないという姿勢で、早い段階から適切に関わり、積極的に認知することとします。

〈取組のポイント〉

- ・ 教職員の資質の向上
- ・ 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気醸成
- ・ 定期的な教育相談やアンケート調査の実施
- ・ 「いじめのサイン発見シート」の保護者への配付
- ・ 教職員間の連携や家庭・地域との連携による情報交換
- ・ 「気付き見守りアプリ」等による教職員間での児童生徒の様子についての情報共有
- ・ 校内巡回等きめ細やかな行動観察
- ・ 弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校内外の専門家の活用

(3) いじめへの対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。そして被害児童生徒をいじめから守るとともに、ケア等必要な支援を行います。また、加害児童生徒に対しても、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるよう指導することが必要です。対応については、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで組織的に取り組むこととします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめの事実関係の把握、組織的な指導体制の確立
- ・ いじめられた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
- ・ いじめた児童生徒への指導及び支援体制の整備
- ・ 対応の在り方及び指導方針等に関する教職員間の共通理解
- ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ 保護者や関係機関との連携
- ・ 周りではやし立てたり、傍観したりする児童生徒への対応

- ・ 「個人別生活カード」等の記録とその活用
- ・ 事象の内容等について教育委員会への報告
- ・ 転学する場合、その支援と転学先と連携したケアの継続
- ・ 「気付き見守りアプリ」等の活用による情報収集及び教職員間の連携と全職員による情報共有
- ・ いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び教育委員会等へ報告
 調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者に説明し、同意を得ます。特に児童生徒や保護者からの訴えにより「いじめ事象」を把握した場合には、より早い対応が求められます。保護者への説明は、原則として、直接対面及び複数名で対応し、状況に応じて管理職を含めて対応します。また、教育委員会にいじめの発生や対応を報告し、校内いじめ防止対策委員会への外部専門家の活用について教育委員会と検討します。さらに、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒だけではなく、クラスや学年、部活動内の児童生徒への説明の機会を設け、いじめの再発防止に努めます。

<いじめ被害・加害児童生徒の指導と支援について>

まず、いじめを受けている児童生徒及び保護者には、学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、不安を取り除きます。また、今後の指導方針を伝え、対応について、本人及び保護者の了解を得ながら進めます。保護者には、指導とその結果について、適宜、丁寧な連絡を行います。

また、学校は、教職員間の連携による見守り体制を構築し、いじめを受けた児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応します。いじめを受けた児童生徒が登校できない場合は、学習機会の保障をはじめ学校復帰のための支援を検討します。いじめを受けた児童生徒がいじめを行った児童生徒と接することを恐れる場合には、できる限り物理的及びSNS等によるWEBを介した接点を絶つような配慮や対策を講じ、それでも改善できない場合は、法第23条第4項や法第26条に基づき、いじめを行った児童生徒の別室登校や出席停止など、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとします。

なお、いじめ被害児童生徒に転学する必要が生じた場合は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると捉える必要があります。重大事態の調査実施の有無に関わらず、その支援と転学先と連携したケアを継続して行います。

また、いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目しつつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させます。その保護者には、早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有します。いじめを行った児童生徒がいじめをしたと十分に納得できていない場合は、保護者とともに児童生徒の行為の背景要因を探り、成長支援という視点を持ちながら理解

を促せるように働きかけます。なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携するとともに、加害児童生徒の心情や言い分を十分に聴いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応します。懲戒を加える際は、本人に弁明の機会を与えた上で、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意します。

なお、この場合においても、いじめを行った生徒に対する学習機会の保障等の配慮や対応が必要です。いじめ被害・加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒それぞれへの人間的成長につながるよう継続的な指導と社会的自立を目指した支援を行うものとします。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ① 児童生徒に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を実施します。
- ② 児童生徒や保護者に対し、インターネット上のいじめの現状や危険性、著しい人権侵害につながることについての啓発に努めます。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る行為であることへの理解を促します。

(5) 地域や家庭との連携

学校運営協議会制度（コミュニティー・スクール）に取り組み、学校いじめ基本方針の周知徹底を図るとともに、平素から学校と地域、家庭が連携・協力できる、顔の見える関係の構築に取り組みます。

(6) 関係協力機関との連携

- ① 少年の健全育成や生徒指導に豊富な知識と経験を有する警察官等による授業や学校の見守りなど、警察との連携体制を構築します。暴行、恐喝等の刑法に抵触するいじめに関しては、警察や少年サポートセンターに相談し、いじめを受けている児童生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、直ちに通報します。
- ② 司法と連携し、弁護士を招くなどの取組を実施します。
- ③ いじめ事象に関わる児童生徒への支援のため、必要に応じて心理相談機関や医療機関及び児童相談所や福祉事務所などの福祉機関、民生委員らと連携します。また、事例理解や指導方針策定のために、外部専門家を招いて事例検討等の取組を行います。

第4 いじめの防止等のために家庭が実施する取組

1 家庭における教育

社会生活を送るうえでの基盤となる家庭教育においても、子どもが「他者の尊厳の尊重、及びその尊重を保証するための手段と方法を学ぶこと」が大切です。家族とのコミュニケーションを深めながら、情緒的な結びつきや他者を尊重する気持ちを育むことが、いじめを防止することや、いじめの被害者・目撃者になった時に家族や友人に伝え、さらに学校の先生や相談機関等へとつながる基盤となるものと考えます。

〈取組のポイント〉

- ・ 保護者は、家庭が子どもの養育に果たす役割が大きいことを認識し、子どもが共に支え合い、互いの尊厳を大切にする生活習慣やそのスキルを身につけ、就学前から心豊かに成長するように努めることが必要です。
- ・ 保護者は、いじめの問題に対する関心と理解を深めるとともに、学校、教育委員会等の関係機関の講じるいじめの防止等の措置等に積極的に協力するように努めることとします。
- ・ 保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と連携を図り、適切にいじめから保護するよう努めることが必要です。

2 学校等によるいじめの防止対策等のための措置への協力

保護者はその責任と役割を自覚し、学校や地域と連携して、「共に支え合い、互いの尊厳を大切にする生活習慣やそのスキルを身につけ、心豊かに成長できる」ように教育機関等との必要な連携等に努めることとします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめを受けた子どもが、その解決に向けて教職員や家族、友人等、相談できる環境を整備します。
- ・ だれでもいじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに荷担しないよう指導に努めるとともに、日頃から子どもとコミュニケーションをとり、子どもの友達関係などを把握しつつ、学校等と連携を図っておくこととします。

3 いじめを受けた子どもの保護及び関係機関等との連携

保護者は、子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから速やかに保護するなど適切に対応するとともに、学校や関係機関等と連携をとるよう努めることとします。

〈取組のポイント〉

- ・ いじめ対応においては、いじめの加害者に対して必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合も考えられます。その際、関係機関等（県教委、警察、子ども家庭相談センター、法務局等）との適切な連携が必要です。そのため、平素から学校や教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておきます。

4 いじめを行った子どもへの支援及び関係機関等との連携

いじめを行った子どもの保護者は、学校からいじめの事実の説明を受け、学校と協力して、成長支援という視点をもちながら、子どもを指導することが求められます。その際、必要に応じて関係機関による支援を活用するようにします。

第5 地域や関係機関等における取組

1 地域における取組

地域全体で子育てを推進し、子どもの健やかな成長を促すため、教育委員会は地域と共にある学校づくりを推進します。また、いじめ問題について、学校と地域、家庭が連携して取り組むよう必要な指導・助言を行っていきます。

〈取組のポイント〉

- ・ 地域としての日常的ないじめ防止等の推進
- ・ 見守り隊等との連携
- ・ いじめが疑われる行為に対しては、声をかけ、学校へ連絡する
- ・ より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校・地域パートナーシップ事業や学童保育等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制づくり

2 関係機関等における取組

いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう、県教育委員会や警察、子ども家庭相談センター、医療機関などの関係機関等や団体等との適切な連携を推進します。

〈取組のポイント〉

- ・ 学校と警察等関係機関の連携の強化・推進
- ・ 定期的な連絡会議を開催し、情報共有体制を構築
- ・ 自治会、人権擁護委員、民生委員等との情報共有体制を推進

関係機関等や団体等の例

警察、法務局、医療機関、弁護士会、自治会、こども会、老人会、PTA、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学習塾等

第6 重大事態への対処

いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）（以下、「ガイドライン」という。）により適切に対応します。

「いじめ防止対策推進法」より

（重大事態への対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」より

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。（一略）

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（2、3略）

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。（5略）

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

重大事態の例

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

1 基本的な取組

学校において重大事態が発生した場合は、学校は迅速に状況等を把握し、教育委員会への報告を行うとともに、対処や方針等を決定する際は教育委員会と連携します。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第4項に基づき、必要に応じ市長に対して総合教育会議の招集を求めることができます。

※ 重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教育委員会等の会議において重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開とし、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要です。

2 重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとるためには、平時から学校の全ての教職員は、いじめ防止対策推進法、国の基本方針、ガイドライン、「生徒指導提要（改訂版）」、及び本基本方針を理解することが必要です。

学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、教育委員会や関係機関と連携体制を構築します。

教育委員会においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう、（弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する）職能団体等と連携できる体制の構築を図ります。

3 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断は、教育委員会又は学校が行います。教育委員会又は学校は、ガイドラインに示されている重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始します。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく教育委員会と協議するなど、丁寧に対応することが必要です。

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てを受けたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられます。

4 学校又は教育委員会による調査

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

学校→教育委員会→市長

イ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、学校又は教育委員会のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、内容・方法・時期など必要な指導や人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって調査を行う場合は、次のとおりである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

ウ 調査を行う組織

- 学校の調査組織、又は教育委員会が設置した調査組織等において調査を行う。また、対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いて、当該組織の構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となった上で、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加え、教育委員会や学校法人が主体の場合には、これらの専門家を充て、当該調査の公平性・中立性を確保します。

エ いじめを受けた児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 調査を始める前にいじめを受けた児童生徒・保護者への事前説明を行います。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながります。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、２段階に分けて行うことが望ましいです。
- 調査組織の構成について、事前にいじめを受けた児童生徒・保護者に説明し対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得した上で調査を開始します。
- いじめを行った疑いのある児童生徒・保護者や重大事態に関係する児童生徒・保護者への説明も行う必要があります。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
 - ・ いつ頃から
 - ・ 誰から行われ
 - ・ どのような様態であったか
 - ・ いじめを生んだ背景事情
 - ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・ 学校、教職員、保護者がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

- ※ 調査の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、調査そのものが二次被害を生まないように最大限配慮します。
- ※ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。
- ※ ガイドライン（第8章第3節）に記載されている調査報告書の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげます。

(2)調査結果の報告及び提供

ア 調査結果の速やかな報告

- 調査結果の報告先 学校→教育委員会→総合教育会議（市長）

イ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

※ 情報提供の際、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。

※ 調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行うことが望ましいです。

ウ 加害児童生徒及び保護者に対する情報提供

- 学校又は教委育委員会は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の説明を行います。

(3)調査結果を踏まえた対応

ア 加害児童生徒に対する指導

- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を求めながら行う必要があります。

イ 調査結果を踏まえた再発防止

- 学校又は教育委員会におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、調査報告書により重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、学校として再発防

止策を作成し、実施します。

- 再発防止策を実効性のあるものとするため、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが望ましいです。

5 調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置

(1)再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができます。
- 再調査を行う機関は、公平性・中立性を確保するため、事前に職能団体や大学、学会等からの推薦等により委嘱された弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成します。
- 再調査を行う際には、当該調査の公平性や中立性を図るため、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）を、事案に応じて上記の専門家等から選任します。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、再調査結果を取りまとめた後は、必要に応じていじめを行った児童生徒・保護者への説明を行います。

(2)再調査の結果を踏まえた措置等

- 学校について再調査を行ったとき、その結果を市議会に報告します。
- 再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

6 調査結果の公表

教育委員会及び学校によるいじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

市長等による再調査結果の公表については、行政パブリシティの観点から原則公表するものとします。

なお、調査結果を公表する場合、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認します。

第7 いじめ防止基本方針の見直し等について

宇陀市いじめ防止基本方針は、国の動向や県・市の実情に合わせて、必要な見直し等を行います。

〈資料〉

＊ 個人別生活カード（様式例）

[illegible]

記録の目的	子ども一人一人の記録を徹底することで、個々の指導や支援の在り方を見直し、また教職員の情報共有を図る。
記載事項の例	把握した客観的な事実や事象、指導・支援した具体的内容、面談や家庭訪問等での児童生徒や保護者の発言、特別な配慮を行った際の具体的事項、警察や関係機関等との連携の内容等